

覚書

双葉地方広域市町村圏組合 管理者 篠木弘（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、双葉地方広域市町村圏組合における施設運転管理委託契約（以下「本契約」という。）に関し、下記のとおり覚書を締結する。

記

- 本契約は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとし、契約は年度ごとに締結する。
- 前項期間の委託料は、次のとおりとし、これに消費税と地方消費税を併せた税率を加算する。

委託料総額	金	円
第1年度	令和 7年4月1日から令和 8年3月31日まで	金 円
第2年度	令和 8年4月1日から令和 9年3月31日まで	金 円
第3年度	令和 9年4月1日から令和10年3月31日まで	金 円
第4年度	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	金 円
第5年度	令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	金 円
- 支払い方法は別に定める委託契約書第17条によるものとする。
- この覚書について疑義のあるとき、又は覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島県双葉郡富岡町小浜 553-1
双葉地方広域市町村圏組合
管理者 篠木 弘

乙